## 在宅療養支援病院の施設基準に係る届出書添付書類

1 届け出る在宅療養支援病院の区分(次のいずれかに〇をつけること。)							
(1)「第 14 の2」の1の(1)に規定する在宅療養支援病院							
(2) 「第 14 の2」の1の(2)に規定する在宅療養支援病院							
(3)「第14の2」の1の(3)に規定する在宅療養支援病院							
2 当該病院の在宅医療を担当する医師							
	1						
常勤の医師名	2						
	3						
3 当該在宅支援連携体制を構築する保険医療機関							
<b>L</b> TI	DD-0-4	-,	在宅医療を担当する				
名称	開設者	許可病床数	常勤の医師名				
<u>(1)</u>		/ \ \ 亡	中当なない。				
<u>①</u>		( )床					
2		( )床					
3		( )床					
4		( )床					
<b>⑤</b>		( )床					
6		( )床					
7		( )床					
8		( )床					
4 当該病院の許可病床数床							
5 当該病院における 24 時間の直接連絡を受ける体制							
(1) 担当部門の連絡先:							
		-か担当者を記載すること	で差しつかえない()				
(2) 曜日、時間帯ごとに担当者が異なる場合(主な担当者を記載することで差しつかえない。) ・担当医師名:							
•看護職員名:							
•連絡先:							
6 24 時間往診が可能な体制							
当該病院の担当医師名:							
7 24 時間訪問看護が可能な体制							
/ 24 時间が同省護が可能な体制 ((2)がある場合には名称等を記入すること。)							
(1) 当該病院の担当看護職員名							
(2) 連携訪問看護ステーションの名称等							
•名称:							
•開設者:							
•担当看護職員名:							
•連絡先:							

- 8 次の項目に対応可能である場合に〇をつけること。
  - (1) 「7」に、連携訪問看護ステーションがある場合には、当該施設において緊急時に円滑な対応ができるよう、あらかじめ患家の同意を得て、患者の病状、治療計画、直近の診療内容等緊急の対応に必要な診療情報を当該施設に対して文書(電子媒体を含む。)により随時提出すること。

なお、在宅支援連携体制を構築する場合は、月1回以上のカンファレンスを実施していること。

- (2) 患者に関する診療記録管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。
- (3) 当該地域において、他の保健医療サービス及び福祉サービスとの連携調整を担当する者と 連携していること。

$\sim$	在宅緩和ケア充実診	床記 床心切	たウ焼羊中独り	同体になて見山
9	1	独州"杨师川县。	1十十十十十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	11年に1米の油田

•	住七族化グプル夫が猿州・病院加昇、住七猿食夫閥加昇に派る庙田	
	(1) 届出の有無	
	① 在宅緩和ケア充実診療所・病院加算 ( 有 ・ 無 )	
	② 在宅療養実績加算1 (有・無)	
	③ 在宅療養実績加算2 (有・無)	
	(2) 緩和ケアに係る研修を受けた医師 氏名(	)
	(3) 緩和ケア病棟又は在宅での1年間の看取り実績が 10件以上の保険医療機関に	おい
	て、3か月以上の勤務歴がある医師	
	① 氏名 (	
	② 勤務を行った保険医療機関名 ( )	
	③ 勤務を行った期間( 年 月 日~ 年 月 日)	
	(4) 過去に、患者が自ら注射によりオピオイド系鎮痛薬の注入を行う鎮痛療法を5件以	上実
	施した経験のある医師 氏名 ( )	
	(5) 直近1年間に、自ら注射によりオピオイド系鎮痛薬の注入を行う鎮痛療法を	
	実施した患者数 (算出に係る期間; 年 月 日~ 年 月 日)	名
	(6) 直近1年間にオピオイド系鎮痛薬を投与した患者数(投与経路は問わない	
	が、定期的な投与と頓用により患者が自ら疼痛を管理できるものに限る。)	名

## [記載上の注意]

- 1 「3」は、「第 14 の2」の1の(2)に規定する在宅支援連携体制を構築する在宅療養支援病院が記載すること。
- 2 「第 14 の2」の1の(2)に規定する在宅療養支援病院は、当該在宅支援連携体制を構築する保険 医療機関間で一元化した連絡先を、「5の連絡先」に記載すること。
- 3 24 時間の直接連絡を受ける体制、24 時間往診が可能な体制及び 24 時間訪問看護が可能な体制について、患家に対して交付する文書を添付すること。
- 4 当該届出を行う場合には、「在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料(様式 1 9)」及び「在宅がん医療総合診療料(様式 20)」の届出が行われているかについて留意すること。
- 5 「9」については、届出に当たって必要な事項を記載すること。また、在宅療養実績加算に係る届出を行う場合については、「在宅療養実績加算に係る報告書」(様式 11 の5)を添付すること。
- 6 「9」の(2)に係る医師については、緩和ケアに係る研修を修了していることが確認できる文書を添付すること。